

岩手県告示第 541 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大船渡綾里三陸線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字甫嶺 158 番 1 地先から 159 番 1 地先まで	新	m 18.6~13.9	m 90.0
	旧	15.6~11.6	90.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 平泉巖美溪線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字滝ノ上 292 番 1 地先から字高田 133 番地先まで	新	m 19.9~16.0	m 367.5
	旧	12.2~6.9	367.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 気仙沼陸前高田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市矢作町字飯森 52 番 13 地先から 20 番 11 地先まで	新	m 43.6~5.4	m 660.0
	旧	43.6~5.3	660.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東和花巻温泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東宮野目第8地割49番2地先から西宮野目第13地割62番地先まで	新	A 51.0~22.0 m	m 646.6
花巻市東宮野目第9地割128番1地先から第11地割1番地先まで	旧	B 16.0~11.0	425.0
花巻市東宮野目第8地割49番2地先から西宮野目第13地割62番地先まで		A 51.0~22.0	646.6
花巻市狼沢第2地割212番地先から419番地先まで	新	31.5~17.5	151.2
	旧	17.5~15.0	151.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成18年4月7日から同年5月7日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市猪川町字久名畑98番5地先から130番2地先まで	新	m 14.0~9.9	m 135.0
	旧	9.8~7.8	135.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成18年4月7日から同年5月7日まで

6(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 396号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町佐比内字館前14番2地先から4番11地先まで	新	m 34.4~17.0	m 132.6
	旧	34.2~17.0	132.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成18年4月7日から同年5月7日まで

7(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 397号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区東中通り二丁目131番1地先から116番7地先まで	新	m 21.5~12.7	m 227.0
	旧	12.0~12.0	227.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成18年4月7日から同年5月7日まで